平成２４年（フ）第５５７号
岡山市南区西市256番地23　206
債務者　河田　芳雄
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５６２２号
東京都中央区築地１丁目12―５―601
債務者　丸川　華月
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６２５号
東京都足立区青井３丁目24―２―410
債務者　竹内　紀世
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６９６号
東京都北区岩淵町22―31―602
債務者　小野紀代美
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７１８号
東京都江戸川区西葛西７丁目20―５―203
債務者　川崎　義美
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７６１号
東京都世田谷区桜上水３丁目４―１―102
債務者　島田　敏昭
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７８７号
東京都足立区青井４丁目36―２―502
債務者　須賀　宏佳
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７８８号
東京都葛飾区堀切６丁目13―１―208
債務者　渡部　一樹
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７９４号
埼玉県所沢市大字山口5044―１―39―３―202
債務者　小松　　顕
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７９９号
東京都杉並区高井戸東４丁目９―１―303
債務者　山崎　哲郎
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８０３号
東京都板橋区蓮根１丁目８―14―301
債務者　尾尻多恵子
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８０４号
東京都調布市西つつじケ丘１丁目58―12―203
債務者　緒方　京子（旧姓岩松）
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８１０号
千葉県船橋市若松２丁目８―９―401
債務者　高橋百合子
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８１１号
東京都目黒区中町１丁目６―８―302
債務者　征矢江利子（旧姓大和久）
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８１４号
東京都練馬区中村２丁目16―10　プラネット21・302号室
債務者　眞崎　龍彦
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８１５号
東京都杉並区阿佐谷北３丁目33―26―306
債務者　増田　委子
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部